

住宅課

議案第9号

港区立住宅条例の一部を改正する条例について

1 条例改正の概要

借上住宅事業が令和3年度で終了することに伴い、公募によらずに区立住宅を使用させることのできる事由から、借上住宅事業に係る規定を削除するものです。

2 改正内容

公募によらずに区立住宅を使用させることのできる事由から、借上住宅事業に係る規定を削除します。（第6条第5号）

3 施行期日 区規則で定める日（令和4年4月1日予定）

港区立住宅条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(公募の例外)</p> <p>第六条 区長は、次に掲げる理由のいずれかに該当する者に対しては、前条の規定にかかわらず、公募を行わないで、区立住宅を使用させることができる。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、区規則で定める日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>(公募の例外)</p> <p>第六条 区長は、次に掲げる理由のいずれかに該当する者に対しては、前条の規定にかかわらず、公募を行わないで、区立住宅を使用させることができる。</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 区規則で定める借上住宅事業による住宅の借上げに係る契約の終了</p> <p>(後略)</p>